

俱知安
保育所

みなみ
保育所

八幡
保育所

(仮称)

俱知安町 統合保育所

平成 30 年 4 月開設予定

子育て支援
センター

現在、俱知安町にある3つの保育所は、平成30年4月から子育て支援センターを併設した1つの統合保育所として運営を開始し、0～3歳未満児の保育を行います。また、俱知安町にある3つの私立幼稚園は、認定こども園に移行し、主に3歳以上幼児の教育と保育を行います。7月13日には、第1回保護者説明会を開催しました。統合保育所の開設につきましては、今後も住民説明会や広報紙などを通してお知らせしていく予定です。

平成 17 年 (計画期間 10 年間) 次世代育成支援対策推進行動計画策定
平成 25 年 国において、子ども・子育て支援新制度を示す (平成 27 年 4 月施行)
5 月 3 幼稚園と教育・保育に関する受け皿について協議開始
10 月 未就学児・小学生の子どもがいる保護者に対して子育て支援に関するアンケートを実施

平成 26 年 8 月

俱知安町幼保再編支援基本方針策定

老朽化している保育所の新設と多様な保育ニーズに適応した運営やコストの低減化、併せて効果的な教育の享受できる環境の整備。幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育の充実を図っていくことを目的とする。

《基本事項抜粋》

1. 統合する公立保育所は、保育ニーズの高い3歳未満児の保育、家庭保育の子育て支援、併せて、障がいを持つ子どもたちに手厚く保育や交流を行う。
2. 3歳児以降の保育を、移行していく認定こども園で行うことは、自我が芽生え、好奇心も高まる3歳児の発達のみならず、4歳児、5歳児の発達においても望ましい教育効果が期待でき、また保護者も入園を契機として相互の交流や信頼が深まり、不安や孤立感から解放され、親子関係も豊かにする。

平成 27 年 (計画期間 5 年間) 俱知安町子どもプラン (子ども子育て支援事業計画・次世代育成支援対策推進行動計画) 策定

4 月 新しい (統合) 保育所の建設予定地の選定
6 月 厚生文教常任委員会説明会 (議会)
7 月 統合保育所に関する特別委員会発足 以降適宜開催
8 月 選定地の測量業務 (~ 10 月 20 日)
10 月 基本設計業者選定のためのプロポーザル実施 (審査会設置)
11 月 基本設計業務委託契約締結
平成 28 年 2 月 設計内容について意見聴取 (懇話会 (保育所保護者代表 3 名、保育士 4 名))

平成 28 年 3 月 基本設計書完成
4 月 実施設計業務契約締結 (基本設計業者と同じ随意契約)
地質調査業務契約締結

平成 29 年 新しい保育所の建設工事

平成 30 年 4 月 開設 (予定)

待機児童解消

を目指します

俱知安町には、俱知安保育所・みなみ保育所・八幡保育所の3カ所の公立保育所が設置されています。俱知安保育所は昭和45年10月、みなみ保育所は昭和50年11月、八幡保育所は昭和52年11月に建設され、いずれの保育所も耐震基準が大きく改正された昭和56年以前の建物であり、耐震性が十分に確保されていない施設となっています。これまでもにおいても大規模改修などは実施されておらず、著しく老朽化している状況です。日々、安心・安全に子どもたちを保育するためにも保育所の新設や大規模改修が喫緊の課題となっています。

また、近年二セコエリアの開発に伴う大型宿泊施設の建設など、就労の機会が増えたことも一つの要因と思われませんが、全国的課題となっている待機児童に関しては本町においても例外ではなく、ここ数年は毎年、特に0歳児から2歳児の待機児童が20名前後存在していることから、待機児童解消に向けた施策を早急に構築する必要があります。

これらの課題を解決するために、町内にある3つの私立幼稚園を交え、官民が協働して子育て施策を展開すべく協議を進めてきました。その結果、3つの私立幼稚園においても保育を必要とする子どもたちを受け入れ、幼保一体となった認定こども園へ移行すると

の提案がありました。当初、3つの私立幼稚園は3歳児から5歳児を受け入れる幼稚園型認定こども園へ移行するとの提案であったことから、町としては老朽化が著しい既存の公立保育所を統合して、0歳児から2歳児の定員を増員することで待機児童の解消を進めるとともに、子育て支援策を総括してできるよう、新設の保育所1施設を建設することを検討し、平成26年8月に「俱知安町幼保再編支援基本方針」を策定しました。統合保育所の開設は平成30年4月を予定しています。俱知安幼稚園は平成29年4月より幼保連携型こども園となり、めぐみ幼稚園・藤幼稚園は平成30年より幼稚園型認定こども園となる予定です。現在の計画では、3つの幼稚園のうち、俱知安幼稚園のみが0歳児から2歳児の保育を行うことになっています。

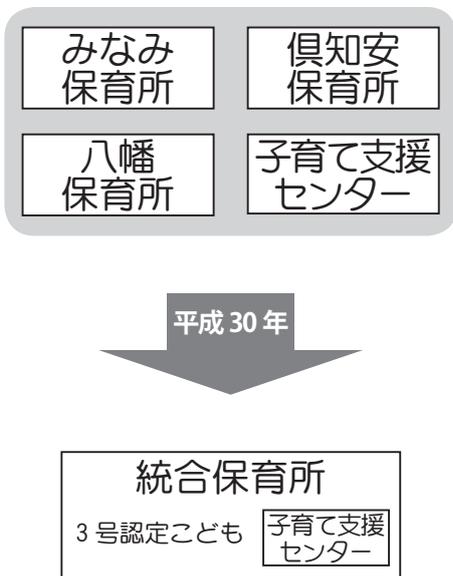
認定こども園

ってなに？

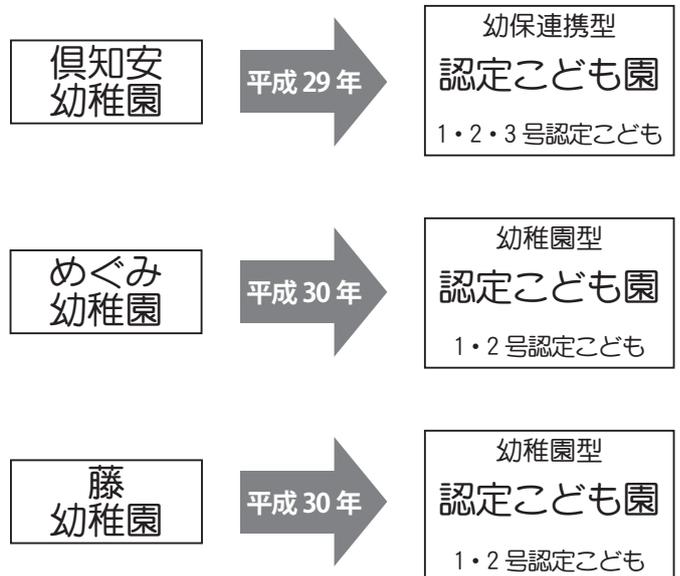
幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、一体的に教育・保育を行います。3歳以上の子どもは、2号認定（保育所利用対象）の子どもと1号認定（幼稚園利用対象）の子どもが基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。3号認定（保育所利用対象・満3歳未満）の利用も可能です。

※現在の計画では俱知安幼稚園のみが3号認定の受け入れを行う予定です

既存の保育所は統合保育所へ

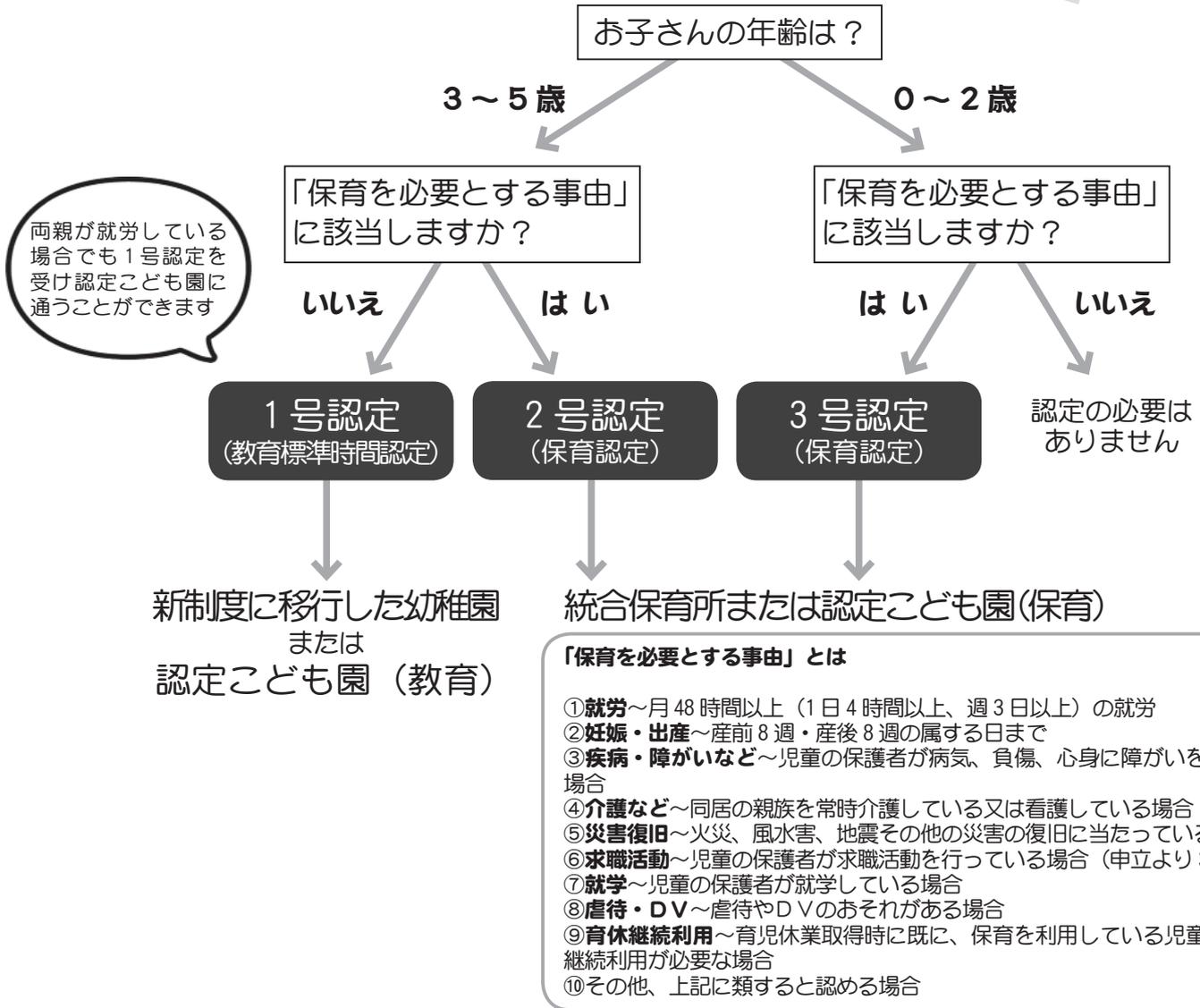


既存の幼稚園は認定こども園へ



施設を利用するために
町から認定
を受ける必要があります

ウチの子の認定区分は？
今すぐチェック！！



平成29年度（平成29年4月1日以降）の俱知安保育所・みなみ保育所・八幡保育所・認定こども園保育部分の新規入所申し込みは、下記の通りです。詳細は来月以降発行される広報紙などをご覧ください。

☎町福祉医療課 ☎ 23 - 0500

平成29年度
入所申込 について

認定区分	申込方法	募集時期（予定）	対象施設
1号認定	①幼稚園に直接認定申請書を提出する ②入園選考、内定 ③幼稚園を通じて町へ申請される ④認定を受ける ⑤町から幼稚園を通じて認定証が交付される ⑥幼稚園と利用契約を締結する	平成28年11月上旬～中旬	俱知安幼稚園 めぐみ幼稚園 藤幼稚園
2号認定 3号認定	①町に認定申請、入園申込をする ②保育の必要性の認定および入所審査、利用選考 ③認定を受け、利用施設が決定される ④町もしくは認定こども園と契約を締結する	平成28年11月中旬～12月中旬	俱知安保育所 みなみ保育所 八幡保育所 認定こども園保育部分（俱知安幼稚園）